

第9回海洋政策学会年次大会

公海における生物資源保護のための戦略と実効性確保を巡る課題
OSPAR条約とナウル協定の比較考察

笹川平和財団海洋政策研究所
小林正典

公海における生物多様性保全に向けた 国際的枠組みの構築動き

- 国連海洋法条約の下で生物資源の保全と持続的利用に関する国際的な枠組み作りが進められている。
- 2006～2015年、作業部会を9回開催。
- 2016～2017年、準備委員会を4回開催。
- 2018年に交渉委員会を設置する方向で交渉中。
- 海洋遺伝子資源と利益共有、区域別管理ツール、環境影響評価、能力構築・技術移転が主たる課題。
- この他、国際協力、実施レビュー、専門家パネルなどが課題。

OSPAR条約と NEAFC

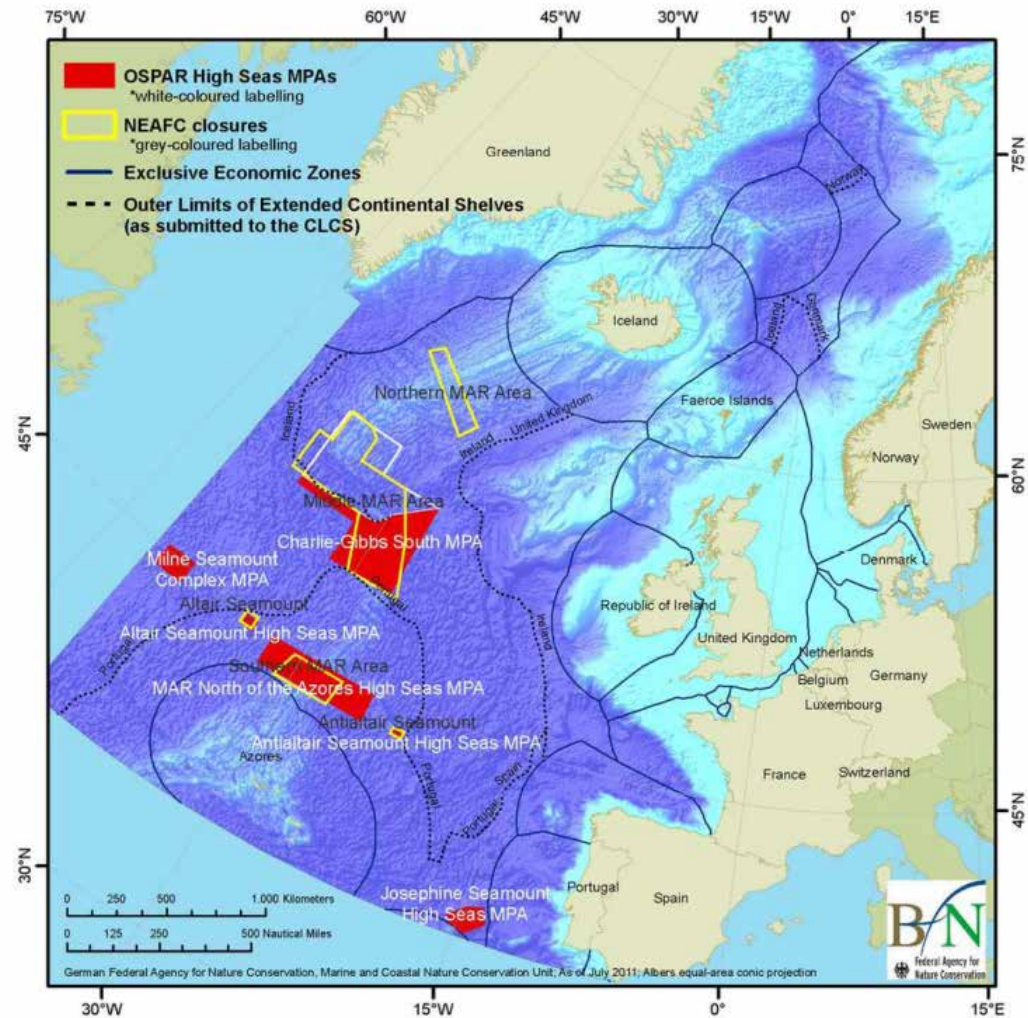
- オスロ条約(不法投棄による汚染防止)とパリ条約(陸上に起因する汚染防止)を統合しOSPAR条約(北東大西洋環境保護条約)が1992年に採択、1998年に発効。
- 海洋環境保全を規定。ケーブル埋設や埋め立て等の人為的活動を禁止。
- 付属書V第4条1項で漁業管理を除外。
- 水産資源の管理は、北東大西洋漁業委員会(NEAFC)が管轄。
- OSPAR条約は公海における海洋保護区(MPA)を設定し、NEAFCが同じ海域に底引き網漁禁止区域を設定。
- OSPAR条約は非締約国を拘束しない。
- 禁漁についてもNEAFCの非メンバーは拘束されないが、公海漁業協定の締約国は、NEAFCの非メンバーであっても、その管轄海域での漁業を行う場合には、禁漁区規制を遵守しなければならない(第8条4項)。

OSPAR条約と NEAFC – 海洋保護区と底引き網漁禁止区域

OSPAR条約で人為的工作等の行為を禁じる海洋保護区 (MPA) を設定。

NEAFCは、底引き網 (bottom trawling) を禁じる海域を設定。

双方が重なり合っているものの、設定される時期、手順、選定基準等がことなることから同一ではない。



O'Leary, B.C. et al (2012)

ナウル協定

ナウル協定は正式には「共通利益の漁業管理における協力に関するナウル協定」と称し、1982年に発効。

ミクロネシア共和国、キリバス、マーシャル諸島共和国、ナウル、パラオ共和国、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ツバルの8か国が締約国。

2010年10月、締約国のEEZ内での漁業権を有するはえ縄漁船に対し、450万km²の接続する航海ではえ縄漁を禁止。



OSPAR/NEAFCとナウル協定

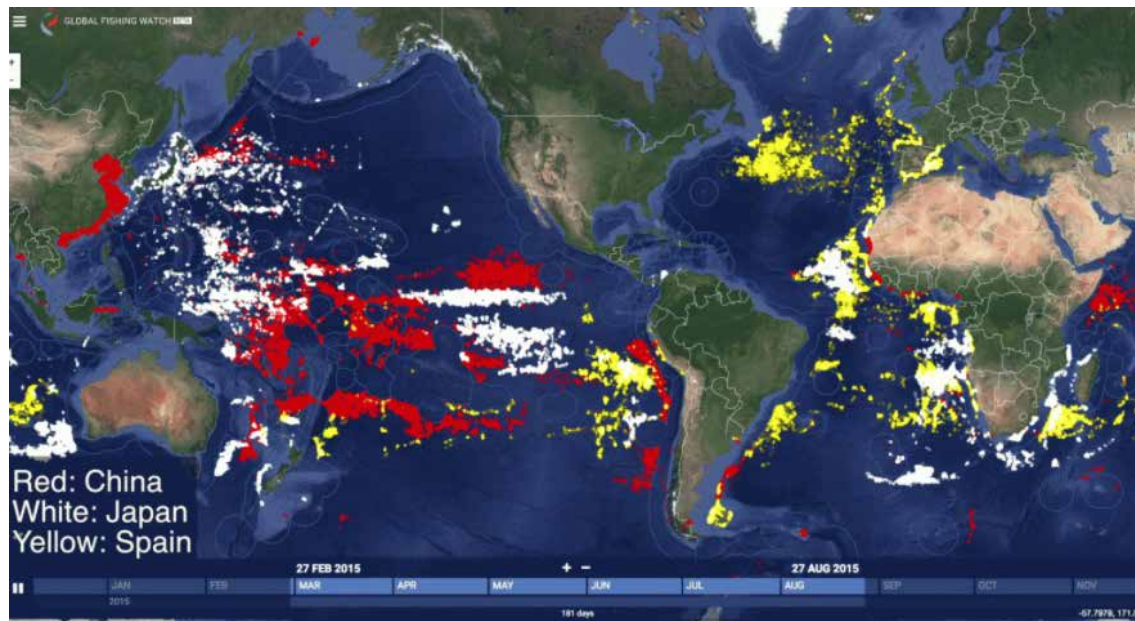
- OSPAR/NEAFCはICES(国際海洋探査協議会)の科学的助言に依拠。
- ナウル協定は太平洋共同体漁業機関(FFA)に依拠。
- OSPAR/NEAFCは脆弱な海洋生態系の保全を重視。
- ナウル協定は締約国の水産権益の確保を重視。
- ナウル協定が漁業権を重視し、かつ、操業日数で入漁料を決定していたところ、アメリカが漁獲実績での入漁料の設定を要求し、2016年初めに漁業協定の失効状態が生じたものの、アメリカの意向を汲んで売却可能な漁獲枠での入漁料を基軸とする新協定を締結。
- 漁業と海洋生態系保全といった重層的制度や複数の国際機関の関与などが有用な基盤を提供している。
- NGOの関与が効果的政策実施に役立っているとの指摘。

規範順守とその実効性

底引き網漁の禁止やはえ縄漁の禁止の規範がどの程度、順守されているかについては、明示的なデータは確認できない。

グローバル漁業ウォッチによるデータでは、漁船の航行を確認することはできる。はえ縄漁を行っているか否かは漁船が往復を繰り返すなどの動きをする場合には底引き網漁を疑うことができる。

順守・履行確保の制度整備が課題となっている。



<https://www.skytruth.org/mapping-global-fishing/>

北西太平洋とBBNJ

北西太平洋

- 漁業と海洋生態系保全といった重層的的制度や複数の国際機関の関与などは北東アジアでは存在しない。
- NGOとの連携は発展途上。
- EIAの制度を定める地域協定はない。

BBNJ

- 科学的助言機関の指定は重要。
- NGOとの連携。
- 漁業と生態系保全を確保する制度設計は既存のものを活用できる可能性がある。
- 海洋遺伝子資源と利益共有の国際的的制度設計は工夫が求められる。